

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会  
第1回運営小委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月31日(月) 15:15～16:13
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 2階
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(岩橋培樹、島袋秀勝、西村オリエ 敬称略)  
労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、野原陽子 敬称略)  
使用者代表委員 3名(田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)  
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、  
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
  - (1) 委員長及び委員長代理の選出
  - (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
  - (3) 参考人意見聴取
  - (4) その他
- 5 決定事項の添付
  - ・「第1回運営小委員会(議事録)」
  - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿」

## 第1回運営小委員会(議事録)

○小池賃金室長

定刻を過ぎましたが、これより、令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第1回運営小委員会を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、第1回目の運営小委員会でございますので、委員長、委員長代理が選出されるまでの間は、事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の運営小委員会の各委員の出席の状況でございますが、公益側、労働者側、使用者側、それぞれ3名の出席、全員の出席をいただいております。

7月3日に開催されました本審議会におきまして承認されました、沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第2条により、沖縄地方最低賃金審議会の運営小委員会の委員の定数は9名でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

本運営小委員会名簿は、資料1の1ページでございます。

運営小委員会の規程は、資料2、2ページでございます。

ご確認いただければと思います。

それでは、議事次第1に移りたいと思います。

次第1は、「委員長及び委員長代理の選任」となっております。

委員長及び委員長代理は従前、労使委員の推薦で、公益委員の中から選任してきた経緯がございますが、本年度も従前と同じように、公益委員の中から選任するということがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、異議なしというご意見をいただきましたので、どなたか、公益委員の中から、委員長及び委員長代理のご推薦をお願いできればと思います。

お願いします。

(委員、挙手)

○石川委員

石川です。

運営小委員会の委員長は、これまでのご経験と幅広い見識をお持ちの島袋委員を、委員長代理に西村委員を推薦したいと思います。

よろしく願いいたします。

○小池賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、石川委員から、委員長に島袋委員、委員長代理に西村委員のご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

今年度の本運営小委員会は、委員長に島袋委員、委員長代理に西村委員が選任されました。

それでは、これからの議事の進行を、委員長に選任されました島袋委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

○島袋委員長

ありがとうございます。

ただいま、委員長に選任していただきました、島袋です。

運営小委員会の運営にあたりまして、労使各委員のご協力とご理解を得て、充実かつ円滑に審議を進めたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

委員長代理の西村委員からも、一言お願いいたします。

○西村委員長代理

委員長代理に選任いただきました、西村でございます。

島袋委員長共々、今年も精一杯、審議が円滑に進められるよう努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○島袋委員長

早速でございますが、本日の議事録署名人ですが、労働者側は野原委員、使

用者側は田端委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、審議事項1、「特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議したいと思います。

先ほどの本審で、西川労働局長から、4業種に係る特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について、意見を求める旨の諮問をいただきました。

必要性に係る審議については、本審からこの運営小委員会へ付託されておりますので、審議の上、諮問に係る検討結果について、「審議会本審」へ報告することとなります。

よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局の方から説明をお願いいたします。

#### ○小池賃金室長

ただいま、島袋委員長から説明がありましたとおり、先ほどの本審において、特定最低賃金改正決定の必要性の有無に係る意見について、西川労働局長から審議会会長あて諮問させていただいたところです。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、資料5、9ページのとおり、本年2月16日付けで、4業種の特定最低賃金に係る改正の「申出意向表明」がなされております。

先ほどの本審でもご報告させていただきましたが、この意向表明に基づき、これまでに、「沖縄県新聞業」、「沖縄県自動車(新車)小売業」、「沖縄県各種商品小売業」、「沖縄県糖類製造業」の4業種の本年度の特定最低賃金の改正について申出書が提出されております。

申出書の添付資料は、「申出書、委任状、産業別最低賃金の改正に関する決議書、事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲、企業の賃金格差疎明資料」等であります。

その申出書の内容をまとめましたが、資料5の11ページに横表がございますが、そちらにより、若干説明させていただきたいと思います。

申出書の添付資料は、申出代表者に委任する旨、表の右側に記載しております各労働組合から委任状が添えられております。

これらを踏まえて、沖縄県新聞業他3業種の申出要件につきましては、最低賃金法第15条第1項の改正決定の申出要件であります、最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意が得られていることが確認できましたので、受理したものでございます。

ちなみに、特定最低賃金の改正が必要であると判断された場合は、業種ごとに特定最低賃金の専門部会を設置し、改正内容について審議いただくこととな

ります。

併せまして、今回の改正の申出において、公正競争ケースとして申出があった中、自動車(新車)小売業に係るものは、昨年度、労働協約ケースに変更して申出があったものであり、今回につきましても必要条件を満たしていたことを確認しております。

また、特定最低賃金の改正を行う場合には、最低賃金法第 16 条の規定による地域別最低賃金額を上回るもの、地域別最低賃金は、現在、審議中でありませんが、改正された地域別最低賃金額を上回る額でなければならないこととなっていることをご承知いただきたいと思えます。

最後になりますが、各特賃の改正決定の申出に係る考え方を、申出者より書面で提出いただいております。資料 7、43 ページ以降に併せて添付しておりますのでご確認ください。

以上でございます。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から沖縄県新聞業他 3 業種の特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出書の提出がなされ、受理されたとの報告がありました。

この点についてご意見・ご質問等ございますか。

(特になし)

○島袋委員長

では、各業種の労働者側の考え方について、労側委員からご説明をお願いいたします。

○石川委員

はい、ありがとうございます。

改めまして、石川の方から。

特定最低賃金につきまして、今年も 4 業種の皆様から申出をいただいております。

申出要件につきましても、3分の1をしっかりとクリアした中で、この 4 業種の皆様から申出をいただいております。

とりわけ、今、最低賃金が上がっているから、特定最低賃金の意味は薄れているのではないかという意見に対しましては、地域別最低賃金が上がっているからこそ、自分たちの産業の魅力をあげるために、また、もともとの特定最低

賃金の目的である労使のイニシアティブによって、労使交渉をする場所として、この特定最低賃金というシステムは、引き続き重要であるという認識をしているところでございます。

今日、本審の方でも、廃止の諮問があったところではございますが、この申出を行っている業種の皆様につきましては、ぜひ、この運営小委員会の中で、必要性ありに向けた前向きな審議をしていただきますよう、労側からお願いしたいと考えております。

また、今回、2業種から意見聴取を行いたいという要望がございます。

わざわざこの場に来て、そういった発言をするということは、それだけ、その業種の皆様が、特定最低賃金の必要性を改めて訴えたいという気持ちの表れだと思っておりますので、そちらの声に、ぜひ、皆様に耳を傾けていただいて、真摯な議論をお願いしたいと思います。

#### ○島袋委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、産業別最低賃金の沖縄県新聞業他3業種に関する改正申出書について受理されたことを確認し、これから、改正決定の必要性の有無を検討してまいりたいと思います。

まず、例年、各業種の産業別最低賃金の関係使用者側の意見を「概要書」という形でお伺いしております。

また、昨年、労側の方から参考人聴取を実施しております。

これらの件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○小池賃金室長

特定最低賃金の改正の必要性の有無について、運営小委員会においてご検討いただくために、労働者側から提出された改正決定に係る申出書に対して、関係使用者側の意見として「使用者意見概要書」という形で意見書を提出していただいております。

今回も、次回の運営小委員会において、使用者側から意見概要書という形で意見を提出していただき、使用者側からのご意見を伺う予定となっておりますが、それでよろしいかというご確認もしたいと思います。

また、改正申出のありました4業種について、使用者側の意見をお願いしているところでございます。

次回、第2回の運営小委員会において、4業種からの使用者意見概要書を踏まえまして改正の必要性についてご検討いただくことを予定しております。

併せて、本運営小委員会において、昨年、労側からの参考人聴取を実施して

おりますが、本年、7月3日の本審におきまして、運営小委員会運営規程の第5条の2が追加されており、運営小委員会の議決によりまして、労使関係者から参考人としてご意見を伺うことができることとなっております。

つきましては、事前に労働者側から自動車(新車)小売業及び各種商品小売業について各1名ご希望と伺っておりますが、変更はございませんでしょうか。

(特に、変更なし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

使用者側からは、特に意見はございませんか。

従前どおり、なしでよろしいですか。

参考人聴取という形は、必要ありませんか。

(特になし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

特に変更がなければ、以上2名からの参考人の意見聴取について運営小委員会において、実施の可否についてご確認いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○鳥袋委員長

これから、使用者側には概要書を提出いただくという流れですか。

○小池賃金室長

従前の流れで申しますと、概要書は、第2回の運営小委員会までに提出していただいて、その第2回で、使用者の概要書をご説明して、審議いただく形でございます。

○鳥袋委員長

そういう方向でよろしいでしょうか。

○田端委員

これは、毎年やっていることではあるのですが、意見概要書の提出、実は個別の事業者の皆さんにまだお願いしていないので、今日これからするので、

提出はギリギリになるかもしれません。

そこは、ご了解していただければと思います。

○島袋委員長

ありがとうございます。

それでは、使用者側から概要書を提出いただいた後に、第2回の運営小委員会にて検討するという対応をしたいと思います。

それでは、次に、「関係参考人からの聴取について」でございますが、審議会としては、具体的に、直接関係者からのお話を伺うことは、貴重な機会と捉えておりますので、実施したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋委員長

はい、では、実施したいと思います。

また、意見聴取は、日程の都合上、急ではありますが、本日、実施したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、まず、労側の参考人のお話を伺いたいと思います。

自動車総連沖縄地方協議会、議長の當眞義也さんをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(當眞氏を参考人席に誘導、着席)

○島袋委員長

運営小委員会の開催の時間が遅れてしまい、長い間、お待たせしてしまい、大変申し訳ありません。

本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

まず、沖縄県最低賃金審議会の運営小委員会について説明させていただきます。

私ども、正面に向かって座っております3名が、公益委員となります。

そして、當眞さんの方から向かって左手が、労働者側委員になります。

右手の方が、使用者側委員になります。

この計9名で、運営小委員会を構成しております。

私は、委員長を務めております、島袋と申します。

本日は、自動車(新車)小売業最低賃金の適用を受ける労働者側からの参考人の意見聴取ということでお越しいただきました。

あらかじめ提出いただいております考え方は、委員の皆様へは、資料7、49ページとして配布しておりますので、これに基づいてご意見をお伺いしたいと思っております。

まず、最初に當眞さんの方から、考え方に記載した内容についてご説明いただいて、その後に、委員の方から、質問があれば質問するという形で進めさせていただきますたいと考えております。

それでは、當眞さんよろしくお願いたします。

#### ○参考人(當眞氏)

皆さん、こんにちは。

私は、自動車小売業、申出代表として、本日、お話をさせていただきます、自動車総連の議長を仰せつかっております、當眞義也と申します。

よろしくお願いたします。

ご説明させていただきます。

あらかじめご提出させていただきました資料の、自動車(新車)小売業最低賃金、改正の必要性についてお話しさせていただきます。

自動車産業は、日本の基幹産業であり、その自動車小売業を支えているのはそこで働く人であります。

停滞している産業、企業の競争力を向上させるためには、労働の価値に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、人の意欲と活力を高めて、お客様と地域から選ばれる必要があります。

自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業です。

基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金は、産業の魅力を高め、競争力の源泉となる人材確保、地域産業、企業の活性化につながります。

そこに働くことの価値を高めるべく、当該産業にふさわしい水準に引き上げることが必要不可欠であります。

自動車小売業に従事する労働者は、1,940人となっております。

その中で、労使交渉による労働協約で保護された労働者は、1,243名と64%で、過半数を超えています。

残りの 697 名の労働者にとっては、自動車小売業最低賃金が、その効果を発揮し、産業の魅力向上と公正競争に寄与していかなければなりません。

ですが、現在は、地域別最低賃金が適用されている状況となっております。

現在、第 9 波のコロナ禍とも言われておりますが、感染法上の分類が 5 類へ変更後は、個人、企業はこれまで学んだ感染予防策を講じ活動を再開させ、コロナ禍による落ち込みからの回復のため、業界労使一体となって懸命に取り組んでいます。

2022 年 2 月より始まったロシアによるウクライナの侵攻を発端に、円安や物価高騰が追い打ちをかけて、日本企業も本腰を入れ、インフレへの対策を講じ、公正な企業間競争を確保し、全産業の健全な発展を実現させていかなければなりません。

また、世界の目標である 2050 年カーボンニュートラルに対しても、全産業が力を合わせ、発展に向け動き出しております。

国内では、自動車販売業に関しては、2035 年までに乗用車新車販売で、電動車 100%を実現が成長戦略の方向性として示されております。

産業の活性化と成長が急務とされており、関連産業とのサプライチェーンがなければ発展は難しく、産業構造や経済社会が変革する覚悟で取り組み、沖縄の労働者が変わったと実感できることが必要な時期に来ています。

次世代の子どもたちのためにも、産業の活性化と選ばれる産業である必要があります。

私たちが自動車を通じて、観光や県経済、県民の足として社会へ貢献していくために、自動車産業は牽引役でなくてはなりません。

近年の整備士の離職問題も含め、企業としての努力だけでは追いつけないスピードで変化しております。

各企業、新入社員の賃金引上げを毎年行っており、今年的主要企業のまとめでは、平均 11,457 円の引上げをし、人材獲得競争に取り組んでおります。

本土企業の参入や好条件の他産業に人材が流出すると、企業の存続すら危うまれております。

人材不足倒産とならないために、若い人材の就職選択肢になるため、教育制度や休日数、福利厚生、学校訪問等の活動も行っております。

次のページにまいります。

そのような状況下において、特定最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念があります。

特定最低賃金の対象業種であることの産業の魅力を発揮し、優位性を担保するために、当該産業労使にて改正の必要性を理解し、その優位性について十分に協議し、産業全体を強くする一助となることを確信しております。

厳しい労働環境と言われている自動車業界で、魅力要素として特定最低賃金が設定されている業種であり、今こそ労使のイニシアティブを発揮できるよう、専門部会、自動車産業にふさわしい現場力を支える水準的優位性を協議できる場が必要であると考えております。

お手元の資料で、追加でお配りさせていただいた、近隣の都道府県の最低賃金に関する資料ですが、右側の方に特定最低賃金を記載させていただいております。

各県、最低賃金に対して、特定最低賃金、自動車小売で載せさせていただいております。

各県、設定をしっかり行い、人材の確保、その優位性をしっかりと発揮し、企業として魅力の向上を図っていることが伺えます。

ここには、今、載せておりませんが、自動車製造メーカーがある県では、自動車等付属品製造業、そこと紐付けて一緒に特定最低賃金を上げているところもあります。

なので、小売業だけでやると22県、それ以外でも製造メーカーと含めてやっているところも合わせると29件、取り組みを行っているという状況です。

その中でも、私たち沖縄県に関しては、特定最低賃金は、現在、必要性がないという回答が出ています。

資料の方に戻らせていただきます。

重ねてのお願いになりますが、当該産業労使団体である日本自動車販売協会沖縄県支部に必要性の有無を確認いただき、判断を委ねていただきたいと思っております。

そこで団体として説明があるのであれば、僕らもですね、私一人で決めているものではないですので、各個人意見を聴いていると思われませんが、果たしてそれが本当に団体としての意見なのか、そういうところも疑問を感じているところでもあります。

公正競争の確保を主たる目的とし、地域の労使間で、問題や意見を共有、反映できる場が必要と考えております。

下記に示すように、沖縄県においては4年間審議入りできておらず、地域別最低賃金が適用されている状況であります。

全国でも一番低い金額であり、産業としての魅力を向上させるため、様々な問題について議論するためにも、審議の場の設置をお願いしたいと思っております。

先ほど申し上げた内容と、特定最低賃金というのは、1枚目の下段の方の整備士の離職問題というところに、紐づいております。

なぜかと言いますと、特定最低賃金が適用される職種、対象者というのは、

この整備士です。

なので、整備士が足りないといって、私たち販売店、自動車小売業とかに働く人は、その従業員をいかにやめさせないか、いかに入れて育てるかというところに取り組んで、会社もその方向に向かって、一緒に組合とお話をさせていただいて、魅力を向上させるための取り組みを行っています。

しかしながら、特定最低賃金、インターネット、ホームページで開いたら、すぐ出てくる特定最低賃金、そこで差別化がされない。

できる立場にいるのにされない、そこにとても大きな懸念を感じております。

本当に採用をさせるための活動をしたいのであれば、必要なところではないかと私は考えております。

団体である自動車総連、沖縄の各主要ディーラーとお話しさせていただいておりますが、そこでもその優位性はやはり必要だということで、今回、提出させていただいております。

廃止についても、各県、出てきているとは思いますが、自動車の小企業を廃止して、先ほど言った製造の方と紐づけて一緒に高めていっている動きはありますので、単体でなくしているところは、今のところないのではないかなと思っております。

私の方からは、以上になります。

ありがとうございます。

○鳥袋委員長

どうも、ありがとうございました。

それでは、ただいまの當眞さんの意見に対して、労側、使側の委員で何かご質問等があればお願いいたします。

(委員、挙手)

○鳥袋委員長

田端委員お願いします。

○田端委員

今回の、参考人の改正の必要性について、あたかも、この運営小委員会での審議が不十分であるかのようなことを言われているのは、非常に不本意であります。

ここの運営小委員会で審議させていただいている私どもは、使用者側の代表

として審議をして必要性を判断しておりまして、運営小委員会とは別の団体に、必要性の有無の判断を委ねていただきたいという要請の仕方は、いかがなものかなとは、正直、思っております。

この特定最低賃金というものは、基本的には最低賃金とは違います。

最低賃金は、最賃法で強制力を伴います。

一方で、特定最低賃金というのは、あくまで関係労使の申出に基づいて行うものになっており、私ども、昨年もそうでしたが、参考人の意見概要の中で、この必要性がないということで意見を賜っています。

それを踏まえて、必要性はないと判断していますので、それを違うのであれば、まさに、関係労使の中で、この特定最低賃金が必要であるということの説明をしっかりとやっていただいて、それがあれば、私どものところにも、その話が来ると思いますので、そういう対応でお願いしたいと思えます。

それから、近隣の都道府県の特賃ということで、右側にいくつか書かれていますが、ちなみに、佐賀県と長崎県は、自動車小売の特定最低賃金が一応ないということは、一つ申しておきたいと思えます。

私からは、以上です。

○鳥袋委員長

はい、ありがとうございます。

(委員、挙手)

○鳥袋委員長

はい、石川委員、お願いいたします。

○石川委員

はい、當眞さん、意見陳述ありがとうございました。

今、田端委員からもありましたように、使用者側委員は、しっかりと意見を聴いたうえで、運営小委員会の中で話をされているということは、我々、労側も理解しているところでございます。

先ほど、意見のところ、特定最低賃金はそもそも労使のイニシアティブによるものだということは、我々、労側としては、一貫してそうした意見を持っているところでございます。

今回、日本自動車販売協会沖縄支部に、こういった資料を持って、當眞さんも色々話をされているとは思えます。

そういった継続的な働きかけで、販売業界の方から、経営者協会の方に話が

行ったりするかと思imasので、ぜひ、そういった取り組みを続けていただきたいなと思imas。

今回は、この運営小員会の中で意見陳述することで、自動車小売業の特定最低賃金の現状というのを説明いただきありがとうございます。

他県で同じ仕事をしている中でも、やはり差があるというのが、この表でも見てとれるのかなと思っておりますので、そういった観点を、ぜひ、加味していきながら、運営小委員会の中での審議の材料の一つとさせていただきたいと思imas。

本当に、ありがとうございます。

○鳥袋委員長

當眞さん、労使双方から意見がありました、特に追加して述べたいことはございますか。

○参考人(當眞氏)

はい、先ほどは、失礼を申し上げて、申し訳ありませんでした。

私どもの書き方がまずかったのかなとは思imasが、この審議会での話が十分されていないと、そういった観点を申し上げたものではありません。

僕らも、労働組合の代表として、組合の各委員長などの話をまとめて話をさせていただきました。

僕らも、各経営者の方々と話をさせていただきながら、理解を求め、その活動をさせていただいております。

ここに書かせていただいたのは、企業としての総意なのですよ、ということの確認になります。

企業団体として、やはり、経営者協会様が最終的なご判断で、こちらでお話されているとは思imasが、各企業の団体、すべてが、そういう風に思っているということを確認したくて、こういう書き方になったということになります。

申し訳ありませんでした。

○鳥袋委員長

すみません、ありがとうございます。

(委員、挙手)

○鳥袋委員長

田端委員、お願いいたします。

○田端委員

この判断は、経営者協会として判断している訳ではなくて、あくまで、この最低賃金審議会の運営小委員会の委員として判断しています。

ただ、その判断する材料としては、自動車販売業の事業者の方から実際に、意見概要をとって、そのうえで判断していますので、仮に、それを覆すということであれば、それぞれの使用者の皆さんにしっかり説明をしていただきたいと思えます。

先ほど、申し上げましたが、特定最低賃金というのは、関係労使の申出に基づくということになっていますので、個々の労使ごとに、しっかり調整をしていただいて、その結果が、この運営小委員会の結果になるというふうに理解していますので、まずは、そこから始めるのが筋ではないのかなと、私は思っております。

○鳥袋委員長

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

當眞さん、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、當眞さんからの意見聴取は、これで終了したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、どうもありがとうございます。

ご意見は、この審議の中で、参考にさせていただきたいと思えます。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

○参考人(當眞氏)

ありがとうございました。

(参考人、退場)

○鳥袋委員長

時間も押しておりますが、続きまして、UA ゼンセン沖縄県支部長の喜納浩信さんをお願いしたいと思います。

(喜納氏を参考人席に誘導、着席)

○島袋委員長

大変お待たせして、申し訳ございません。

ありがとうございます。

本日は、よろしく願いいたします。

喜納さんは、当審議会の委員でもありますので、運営小委員会に関する説明は省略させていただきます。

各種商品小売業最低賃金の適用を受ける労働者側からの参考人の意見聴取ということで、お話をお伺いしたいと思います。

あらかじめご提出いただいております考え方は、資料7、47ページに、委員の方々にも配布しております。

これに基づいてご意見を伺いたいと思います。

まず、最初に喜納さんの方から、考え方に記載した内容についてご説明いただいて、その後に、委員の方から質問があれば質問するという形で進めてまいりたいと考えております。

それでは喜納さん、よろしく願いいたします。

○参考人(喜納委員)

はい、よろしく願いいたします。

UA ゼンセンの、喜納と申します。

一つは、UA ゼンセンの加盟のところに、商品小売の組合が多数ありまして、それで、本日、特定最低賃金の賃金、労働側の考え方について述べさせてもらいたいと言うことと、私は、以前は、子ども服と化粧品をスーパーで担当して販売していた人間でもありますので、私の方から考え方を述べさせてもらいたいと思います。

よろしく願いいたします。

では、考え方を書面に沿って、お話したいと思います。

衣・食・住を扱う「各種商品小売業」は、生活必需品から嗜好品を含めて、生活を維持するために必要なものを、それから豊かにするためのものを扱って、すべての沖縄県民にとって日常生活に欠かせないものだということは、皆さんにご承知いただいていると思います。

あまりにも身近にあるので、その重要性は、なかなかお気づきにならないところもあるかも知れませんが、小売りが実際に止まったらということをご想像していただければわかると思います。

日常の生活に密着し、台風等、明日、台風6号が来ますが、今日の時点で、

どんな仕組み体制にするのか、何時頃、どういう判断でお店を閉鎖するか、今、その話をしているということも聞いています。

それから災害時、お正月、旧盆、そういう時期も含めて365日、衣食住を提供しています。

また、営業時間も、24時間の営業など、それから朝から深夜まで、百貨店にしても、10時から夜8時、だいたい仕事は、営業の開始の1時間前から、終わった後の1時間後に退店になりますから、やはり、比較的営業時間が短い百貨店でも、それだけの拘束時間の中で働いています。

それは、県民の皆さんの生活を支える、そういった日々、使命感を持って働いている、そういう人たちということで、ぜひ、ご認識いただければありがたいなと思います。

また、新型コロナウイルス、まだまだ収まっていますが、そういう中においても、感染防止に努め、生活に必要な供給を果たしたいということで、例えば、感染者が出て欠員が出て、他店から応援に入ったり、本部、その他、事務系の方が応援に入ったり、何とか営業を続けたいということで、コロナ禍においても、そういう使命感、責任感で重要な役割を担うということで働いてきました。

そういう思いを持った産業だということで、ぜひ、ご理解いただければと思います。

現実には、小売業で働く人たちは、最低賃金に近い待遇で働いている方が多いのが実態です。

ご存じのように、小売業の約8割前後は、パートタイマーです。

正社員じゃなくて、パートさんが支えている。

しかも、その中で女性の方が多く、女性の雇用引受先としても大きな役割を担っていると思っています。

ウクライナ情勢を起因として、資源価格の上昇、為替の影響により、様々な商品が値上げしています。

特に、沖縄においては、食品が他県より値上げしておりますし、エネルギー価格、電気、ガス、それからガソリン、そういった生活の基礎となる部分が、なかなか削れないところが高くなっているため、生活が厳しくなっています。

最低賃金に近い待遇で働く人たちが、非常に厳しいということを実感しているところです。

この物価の急上昇は、小売業で働いている人に大きなダメージを与え、生活に影響を与えています。

イメージで小売業というと、どうしても補充とレジというイメージですが、商品加工、商品管理、それから商品の知識、それとお客様の対応を含めて、8

割をパートタイマーさんが占めていますから、マネジメントにより、より高度な人材を必要としているのが実態です。

なかなか小売業の賃金が上がらない中において、他産業、特に、ホテル業界・物流業界になります。ホテル業界は、今、1,100円から1,200円で募集をしているようです。

それでも、なかなか人が集まらない状況で、賃金の引き上げを行っています。

物流ですと、運転、それから荷物の運搬、そういうところも、賃金の引き上げをしているということでお聞きしています。

その中で、小売業としましては、なかなか賃金が上がっていないという実態があり、他の企業や業種のように、労働者が集中しています。

それから、もう一つの要因がありますが、日曜、祭日、お正月、お盆に働く、なかなかそういった職種に人が集まりにくいという要因がありますので、やはり、労働条件で、優先する賃金、時間、そういうものが必要になると思っています。

しかし、なかなかそれができていない現実があって、人員不足、これは大手に限らず、中小すべてのところで人員不足が発生し、時間外労働が増加しています。

人が足りない分、どうしても正社員や、足りない部署のパートさんにしわ寄せがいて、残業せざるを得ないということがあります。

そういうことが続き、あるところでは、10%ぐらいの正社員が転職で辞めてしまい、さらに厳しい状況になっているのが、コロナ禍の見られる実態です。

物価上昇に伴って、家計が苦しくなり、主婦層の意識が高まって、働きたいというデータも出ています。

しかしながら、小売業の就労、労働条件の中で、時給がそれほど高くない、それから働き方も、一般、土日休む人たちとのズレがあって厳しい、そういう理由で、なかなか募集をかけても採用が困難な状況があります。

何度もいいますが、小売業というのは、県民にとって不可欠な産業であります。

各種小売業を、魅力ある産業として、就業する場として選ばれるためにも、特定最低賃金の引き上げが必要です。

なかなか就業環境が厳しい業界ですので、賃金というところで意思表示を、ぜひ、していただきたいと思っています。

特定最低賃金の審議を通じて、労使ともに公正競争も含めて、低賃金で長時間労働という、そういったところの職場の改善も含めて、沖縄のライフラインを支える重要な小売業の維持・発展、そこで働く人たちの暮らしの豊かさの両

立につながるよう、ぜひ、審議をしていただきたいと思います。

小売業に携わる人の思いと、それから経営者側も、今後の小売業の維持・人材の確保をどうしていくか、その中で、特定最低賃金は、どうあるべきかということを考える審議の場を作っていただきたいと思います。

あと、記載していませんが、皆さんもご存じのことと思いますが、来年の夏、南部の方に、コストコが、もうすでに時間給 1,500 円から 1,600 円で募集するということができています。

つまり、それくらいやらないと、沖縄では、300 名前後の人の確保ができないということだと思います。

そういった状況の中で、今の特定最低賃金ないし地域最低賃金でいいのか、ということも、ぜひ、話してほしいと思います。

話して、審議した中での結論については、もちろん、労側も受け入れるものではありませんので、それさえないということに、非常に、忸怩たる思いをしております。

何度も言いますが、そういったところで働く人のために、ぜひ、審議をしていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、喜納さんから参考人意見が述べられました。

これについてご質問等あれば、お願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋委員長

はい、比嘉委員お願いいたします。

○比嘉委員

喜納さん、貴重なご意見ありがとうございました。

人手不足という点では、本当にどの業種も苦しい状況で、県全体の課題なのかな、というふうに考えています。

さきほど、喜納さんからもありましたとおり、ホテル業界、それから物流業界は、とうの昔に最低賃金を超えた状態で募集をしている中でも、やはり厳しいという声はたくさん聴いています。

例に出されていた、ホテル業界や物流業界というのは、企業努力もあって、

最低賃金を上げている部分もあるとは思いますが、特定最低賃金云々の前に、労使間で何かその辺について話し合いというのはされているのでしょうか。

○参考人(喜納委員)

人手不足の状態についてですか。

○比嘉委員

企業努力として、今後、どのようにして行くのかということについてです。

ホテル業界や物流業界は、特定最低賃金がない中で、労使間で決めている部分があるとは思いますが。

そう言った点でいくと、何かこう、日常の中で、労使間で話していることってありますか。

○参考人(喜納委員)

今は、ハローワークを含めて募集の仕方、それから募集チラシのところで、853円ってありますが、小売業だと920円、930円が、最初のハローワークの募集になっています。

あと、働き方のところで、先お話ししたように、本当に、土日・祭日休めない体制なので、全体の中で、少しでも働きやすさを作ることと、賃金の引き上げが大事だと思っています。

労働集約型として、どうしてもなかなかAIを含めて、システム導入も難しいところがありますので、営業時間の縮小も含めて、改めて検討すべきじゃないか、という話をしているとは聞いているところであります。

競争の中で、大変厳しいので、なかなか結論が出せていないというのが、現実かなと思っています。

ちょっと、答えになっていないのかも知れませんが。

○比嘉委員

ありがとうございます。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。

その他、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋委員長

はい、喜納さん、どうもありがとうございます。

喜納さんのただいまの意見は、審議会において参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○参考人(喜納委員)

ありがとうございます。失礼します。

(参考人、退場)

○島袋委員長

それでは、次に、審議事項その他とありますが、事務局から何かありますでしょうか。

○小池賃金室長

はい、配布させていただきました資料につきまして、若干説明を加えさせていただきます。

まず資料8、51ページには、特定最低賃金の改正の推移及び対地域別最低賃金額比をつけさせていただいています。

必要性に係る審議を行っていただく上で、近年の改正状況もご参考としていただければと思います。

続きまして、資料9、53ページ以降には、令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果の総括表(1)及び(2)、併せて未満率、影響率を各適用特賃業種別に一覧として記載、添付させていただいております。

続きまして、資料10、103ページには、今後の審議日程を参考までに付けさせていただきます。

8月7日月曜日に開催する第2回運営小委員会におきまして、本年度の特定最低賃金の改正の必要性について取りまとめていただきまして、その結果を、同日開催されます本審に報告していただくことになっております。

第2回運営小委員会におきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、使用者意見概要書につきましてご検討いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

○島袋委員長

ありがとうございます。

最後に、昨年度の特定最低賃金の必要性に係る審議は、新聞業最低賃金についてのみ必要性ありとなり、残りの申出があった3業種は、労使の意見が分かれ、必要性ありとの結論に達しませんでした。

特定最低賃金の設定意義が、関係労使のイニシアティブによるものであることから、今年度も、労使一致による結論を出すことに、公益委員として尽力してまいりたいと考えております。

なお、特定最低賃金の改正の必要性の有無について、個別に結論を出すこともあり得ると考えております。

ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

特に、使用者側委員におかれましては、対象業種ごとに改正の必要性についてのご意見、例えば、業種別の専門部会における協議等の必要性の有無を含めて確認していただくようお願いしたいと思います。

以上につきましては、第2回の運営小委員会で審議をしたいと考えております。

それでは、本日の令和5年度第1回運営小委員会は、これで終了したいと思います。

次回は、来週、8月7日、月曜日14時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会  
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	岩 <sup>いわ</sup> 橋 <sup>はし</sup> 培 <sup>る</sup> 樹 <sup>き</sup>	琉球大学国際地域創造学部教授
	島 <sup>しま</sup> 袋 <sup>ぶくろ</sup> 秀 <sup>ひで</sup> 勝 <sup>かつ</sup>	弁護士
	○西 <sup>にし</sup> 村 <sup>むら</sup> オリ工	弁護士
労働者代表委員	石 <sup>いし</sup> 川 <sup>かわ</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 治 <sup>じ</sup>	連合沖縄副事務局長
	知 <sup>ち</sup> 花 <sup>はな</sup> 優 <sup>まさる</sup>	連合沖縄事務局長
	野 <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 陽 <sup>よう</sup> 子 <sup>こ</sup>	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	田 <sup>た</sup> 端 <sup>ばた</sup> 一 <sup>かず</sup> 雄 <sup>お</sup>	沖縄県経営者協会 専務理事
	比 <sup>ひ</sup> 嘉 <sup>が</sup> 華 <sup>か</sup> 奈 <sup>な</sup> 江 <sup>え</sup>	株式会社Life is Love 代表取締役
	福 <sup>ふく</sup> 地 <sup>ち</sup> 敦 <sup>あつ</sup> 士 <sup>し</sup>	那覇商工会議所事務局長
備考	指名年月日 令和5年7月3日 現職一部修正 令和5年7月31日 任期満了日 令和6年3月31日 委員の配列は各側五十音順となっています は、委員長、○は委員長代理	